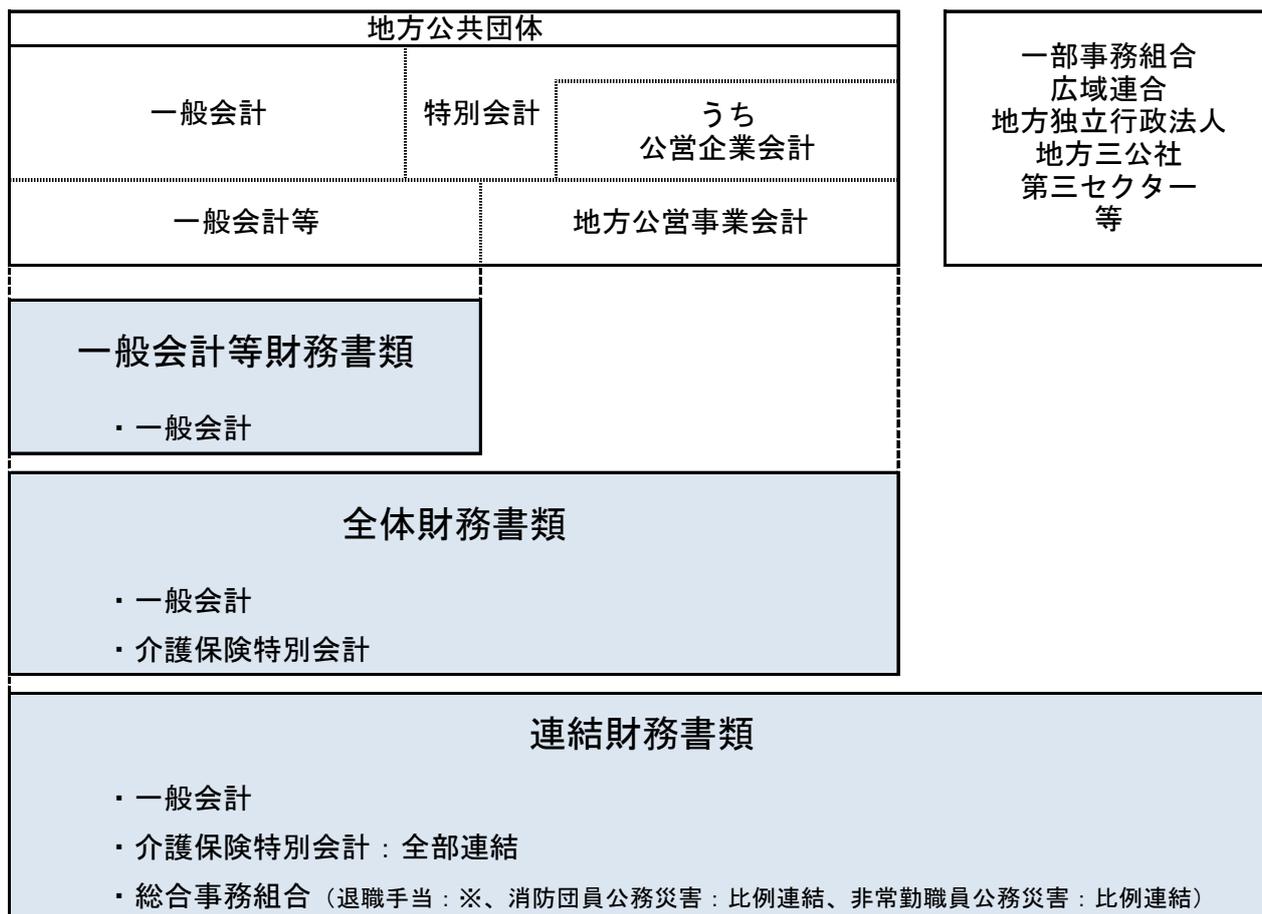


当組合の財務書類作成の対象となる会計（団体）



※連結財務書類の貸借対照表に当組合の持分相当の退職手当にかかる基金及び退職手当支給準備金を計上して退職手当組合を連結したものとみなしています。
 (H29. 8. 18付総務省ホームページ掲載「統一的な基準による地方公会計マニュアルに掲載のQ&Aの追加」4. 連結財務書類作成の手引き 問番号2参照)